

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	63	担当課	薬務衛生課
法令名	化製場等に関する法律	根拠条項	法第3条第1項及び第8条	許認可等の内容	化製場又は死亡獣畜取扱場等の設置の許可	
<p>化製場等に関する法律</p> <p>第四条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 人家が密集してゐる場所二 飲料水が汚染されるおそれのある場所三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所 <p>化製場等に関する法律施行細則</p> <p>(化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を与えない場所の指定)</p> <p>第七条 法第4条第3号の規定により知事が指定する場所は、次のとおりとする。ただし、土地の状況その他の事情等により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 名所、旧跡、社寺、公園、学校、病院、隔離病舎、と畜場(獣畜の原皮を保管する施設の場合を除く。)又は家畜市場から約100メートル以内の地(2) 鉄道、国道、県道又は河川から約50メートル以内の地(3) その他多数人の集合する場所から約100メートル以内の地 <p>化製場等の構造設備の基準等に関する条例</p> <p>(化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)</p> <p>第三条 法第4条の規定により、化製場の構造設備の基準を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 原料貯蔵室及び化製室を有すること。(2) 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。<ul style="list-style-type: none">ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配及び排水溝が設けられていること。						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	化製場等に関する法律	根拠条項	資料番号	63	担当課	薬務衛生課
			法第3条第1項及び第8条	許認可等の内容	化製場又は死亡獣畜取扱場等の設置の許可	
<p>イ 内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルの高さのところまで不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ウ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備又は臭気を処理することができる設備が設けられていること。</p> <p>オ 昆虫の出入を防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>(4) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができるおおいが設けられていること。</p> <p>(5) 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>(6) 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>(7) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当なおおいが設けられていること。</p> <p>(8) 犬猫等の出入を防止することができる障壁が設けられていること。</p> <p>2 法第4条の規定により、死亡獣畜取扱場の構造設備の基準を次のように定める。</p> <p>(1) 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 解体室を有すること。</p> <p>イ 解体室の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られ、これに適当な勾配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>ウ 解体室の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルの高さのところまで不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>エ 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>オ 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	63	担当課	薬務衛生課
法令名	化製場等に関する法律	根拠条項	法第3条第1項及び第8条	許認可等の内容	化製場又は死亡獣畜取扱場等の設置の許可
<p>カ 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>キ 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>ク 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>ケ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>コ 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p> <p>(2) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、立札、障壁その他当該区域が埋却場である旨及び当該区域を明示する設備が設けられていること。</p> <p>(3) 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。</p> <p>イ 燃焼により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突その他の設備が設けられていること。</p> <p>(法第8条の施設の構造設備の基準)</p> <p>第4条 法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備については、前条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。</p>					